

東海村立村松幼稚園昼食提供業務委託仕様書

1 業務名

東海村立村松幼稚園昼食提供業務委託

2 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（1 年間）

3 業務の実施日

業務の実施日は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までのうち、東海村立村松幼稚園（以下「幼稚園」という。）が指定する日（月曜日、火曜日、水曜日及び金曜日とし、幼稚園の休業日及び行事等により昼食提供を必要としない日を除く年間 140 日程度）とする。

なお、自然災害や感染症等により幼稚園が休園になった場合は、発注者（幼稚園を含む。）と受注者で協議の上、休止又は中止することができる。

4 履行場所

東海村立村松幼稚園（東海村村松北一丁目 4 番 1 号） 外

5 発注予定食数

発注食数は、次のとおりとする。なお、発注食数は、園児及び職員の出欠等により変動するため、発注食数の変更の連絡については、幼稚園と受注者で協議の上決定する。

- (1) 園児用 1 日あたり 130 食程度（8 クラス）
- (2) 職員用 1 日あたり 25 食程度（検食用を含む。）
- (3) 予備用 1 日あたり 8 食（各クラス 1 食）

6 契約方法

単価契約とし、1 食あたりの単価には、配送及び回収に要する費用を含む。

7 委託業務の内容

(1) 献立について

ア 献立は管理栄養士が作成すること。

イ 主食（米飯）及び副食を基本とすること。なお、職員の副食は、原則として園児と同じものを提供すること。

ウ 幼児に相応しいもので、エネルギー量や栄養素などに配慮されたものとする。

エ 翌月の献立表について、前月 25 日までに幼稚園に提出すること。

(2) 食材について

- ア 新鮮かつ安全なものを使用し、賞味期限及び消費期限を遵守すること。
- イ 国内や地元で生産されたもの、食品添加物を含まないものの使用に努めること。
- ウ ピーナッツ，ナッツ，そば，いくら，生卵及びすべての果物を使用しないこと。

(3) 衛生管理について

- ア HACCPに基づく衛生管理又はHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を徹底すること。
- イ 常に食品衛生法その他食品及び公衆衛生に関する関係法規，通達等に従い，施設，設備及び器具並びに食品の衛生管理に留意し，業務が衛生的に行われるよう従業員への監督及び指導に努めること。
- ウ 年1回，保健所の食品衛生監視票又は保健所の立入検査に係る結果通知等（本業務の委託期間内に受けた監視又は検査に係るものに限る。）の写しを提出すること。
- エ 本業務の調理従事者に対し，月1回以上の検便検査（赤痢，サルモネラ及び腸管出血性大腸菌の検査項目を含む。）を実施し，検査結果を提出すること。なお，10月から3月の期間は，必要に応じてノロウイルス検査を追加して実施すること。
- オ 食中毒の発生を防ぐため，加熱調理後の副食は，速やかに冷却器等を用いて冷却すること。
- カ 食中毒などの事故が発生した場合の原因を明らかにするため，冷凍庫（-20℃以下）により2週間以上食事を保存すること。なお，保存食及び保存に係る費用は受注者の負担とする。

(4) 配送（納品）及び回収について

- ア 食品の安全性に常に配慮し，調理完了後概ね2時間以内に幼稚園に配送すること。
- イ 配送は，午前11時30分から午前11時50分までに行うこと。ただし，年度初めにおいては，午前11時から午前11時40分までに行うものとし，その期間については，幼稚園と受注者で協議の上決定すること。
- ウ 配送にあたっては，クラス単位で配送ケースを分けること。
- エ 配送量に見合う積載能力を有し，車内の温度を適切に管理できる車両を配送専用車両として用意すること。また，安全かつ衛生的に配送できるよう，配送車両は常に良好及び清潔な状態に保つこと。
- オ 回収の時間は，幼稚園と受注者で協議の上決定すること。
- カ 残食は，受注者において回収し，適法に処理すること。
- キ 配送及び回収の際の積み下ろし作業は，すべて受注者が行うこと。

(5) 配食容器について

配食に係る容器及び配送ケースは、受託者において衛生的なものを用意することとし、再利用する場合は、回収後、洗浄、すすぎ、消毒を徹底して行った後、衛生的に保管すること。

(6) 事故発生時の対応

ア 本業務の実施に当たり事故の防止に最大限努め、事故が発生した場合は速やかに関係機関に報告するとともに、必要な措置を講じること。

イ 食中毒その他の事故に対応するため、賠償責任保険に加入すること。

ウ 食中毒その他の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しなかったなど受注者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、発注者（幼稚園を含む。）及び受注者と双方協議の上、損害賠償を速やかに行うこと。

8 委託料の支払い

(1) 委託料の支払いは月払いとする。

(2) 受注者は、各月の業務終了後、委託料を幼稚園に請求すること。

(3) 幼稚園は、請求後 30 日以内に委託料を支払うものとする。

9 その他

(1) 本業務は概ね 3 年間の継続的な業務を想定しているが、本契約は当該年度に限るものであり、次年度以降の契約については別途協議の上、改めて契約を締結するものとする。なお、次年度以降の契約締結を保証するものではない。

(2) この仕様書に定めのない事項が生じた場合又はこの仕様書に記載された事項について疑義が生じた場合には、発注者（幼稚園を含む。）と受注者で協議の上、これを定めるものとする。